社会内処遇に必要な期間の確保 (検討課題等)

社会内処遇に必要な期間の確保(検討課題等)

考えられる制度の概要 一

- 1 仮釈放の期間は、残刑期間と同一の期間とし、ただし、その期間が法定期間に満たないときは、法定期間とする。
- 2 仮釈放の処分を受けた者は、仮釈放の期間中保護観察に付する。

【検討課題】

- 1 仮釈放の期間についての考試期間主義
- (1) 法定期間の在り方
 - 法定期間の長さ
 - ・ 改善更生や再犯防止の効果が得られ、かつ、受刑者にとって不当に 不利益とならない期間はどの程度か。

A案 6月

B案 1年

- 残刑期間の長短に応じた期間とすべきか。
- 仮釈放の期間として法定期間の必要がない場合にどう対応するか。

(2) 保護観察が不要な場合の対応

- 仮解除の要否
 - ・ 保護観察の仮解除の制度を設けるか。
 - その場合の判断主体をどうするか。
- (3) 仮釈放の取消しの在り方
 - 仮釈放を取り消した場合の刑期
 - ・ 刑法第29条第3項(仮釈放の処分を取り消したとき…釈放中の日数は、刑期に算入しない)について、改める必要があるか。
- (4) 仮釈放の期間経過の効果
 - 刑の執行の終了時期
 - ・ 仮釈放の処分を取り消されることなく仮釈放の期間を経過した場合, 刑の執行の終了時期は、そのときとするか、残刑期間の末日とするか。
- (5) 刑の一部の執行猶予制度との関係
 - 刑の一部の執行を猶予された場合の仮釈放についても本制度を設ける ことの要否
- (6) 制度の必要性及び相当性
 - 〇 必要性
 - 仮釈放の期間が短い者に十分な社会内処遇の期間を確保するため、 制度を設ける必要性があるか。
 - 〇 相当性
 - ・ 保護観察の期間とともに仮釈放の期間(取消しによって施設収容され得る期間)を現行と比べて伸長することに相当性があるか。
 - 個別に設定されるべき仮釈放の期間を一律の期間とすることに相当

性があるか。

2 現行の仮釈放制度の積極的活用

- 要件の見直しの要否・当否
 - ・ 社会内処遇に必要な期間の確保という観点からの見直しの必要性及び 相当性があるか。